



議案第百一号

三朝右岸幹線管渠築造工事（そのノ）請負契約の締結について
次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十年十一月二十五日

三朝町長 安 田 真一郎

昭和六拾年拾月廿五日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

一 工 事 名 三朝右岸幹線管渠築造工事（そのノ）

二 工 事 場 所 東伯郡三朝町大字大瀬

三 契約の相手方 鳥取市西町三丁目一〇一岸根ビル

株式会社 森本組 鳥取営業所

所 長 新 宮 哲 司

四 契約 金 額 四二、二〇〇、〇〇〇円

五 工事完成期限 昭和六十一年三月二十二日

六 契約締結の方法 指名競争入札